

市町村に提出する

給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書

目 次

1. ま と め	1
2. 給与支払報告書（個人別明細書）	1
3. 給与支払報告書（総括表）	3
4. 給与支払報告 特 別 徴 収に係る給与所得者異動届出書	5
5. 市町村所在地一覧表	9

—給与支払報告書の提出範囲について—

個人住民税の給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と提出範囲が異なり、前年中に給与等を支払ったすべての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）について、次のとおり翌年1月31日※までに提出してください。

※1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。

- ・在職者[すべての従業員等]…翌年1月1日現在の従業員等住所地市町村に提出
- ・退職者[前年支払額30万円超]…退職日現在の従業員等住所地市町村に提出

—個人住民税等の特別徴収（給与からの差し引き）について—

翌年4月1日現在に在職する従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）の給与所得に対する個人住民税等（市町村民税・道府県民税・森林環境税）は、法令により特別徴収（給与からの差し引き）が義務付けられていますので、特別徴収の徹底にご協力をお願いします。

※普通徴収（個人納付）の対象は、翌年3月31日までの退職者や、毎月給与の支払がない従業員等に限られます。

—電子申告（eLTAX）による給与支払報告書及び源泉徴収票の一括提出について—

電子申告（eLTAX）を利用して個人住民税の給与支払報告書と所得税の源泉徴収票を同時作成・一括送信することで、給与支払報告書は従業員等の住所地市町村に、源泉徴収票は給与支払者の所轄税務署にそれぞれ提出できますので、電子申告（eLTAX）による提出をお願いします。

※基準年（前々年）に提出すべき所得税の源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合は、電子申告（eLTAX）等により給与支払報告書を提出する義務があります。

滋 賀 県、兵 庫 県
京 都 府、奈 良 県 市・町・村
大 阪 府、和歌山県

1. ま と め

この手引書は、個人住民税の基礎資料となる給与支払報告書等の作成方法や提出方法をまとめたもので、市町村へ提出していただく調書は次のとおりとなります。

なお、給与支払報告書の入手場所については、市町村へお問い合わせください。

※個人住民税の給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と提出範囲が異なり、前年中に給与等を支払ったすべての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）について、提出が必要です。

調書の種類	提出が必要となる場合	提出先	提出期限
給与支払報告書 (個人別明細書)	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、俸給、給料、賃金、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金その他これらの性質を有する給与を支払った場合 当該給与の受給者分（市町村提出用1枚を提出してください。）	受給者の令和7年1月1日現在の住所地の市町村の担当課へ提出してください。 提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」（9～14ページ）に記載してあります。	令和7年 1月31日(金) まで
給与支払報告書 (総括表)	上記、個人別明細書を提出していただく場合（提出する市町村別に1枚ずつ添付してください。） なお、市町村によっては、葉書等で送付する場合がありますので、それを利用してください。		
給与支払報告に係る 特別徴収 給与所得者異動届出書 (給与支払報告に係る異動届出書と特別徴収に係る異動届出書が同じ様式になっています。)	①個人別明細書を提出後、転勤、退職等の理由によって給与の支払を受けなくなった場合 ②特別徴収税額のある方が、転勤、退職等の理由によって給与の支払を受けなくなった場合	給与の支払を受けなくなった受給者の住所地の市町村の担当課へ提出してください。提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」（9～14ページ）に記載してあります。 なお、特別徴収税額のある方で、令和6年1月1日と令和7年1月1日の住所が異なる場合は2部作成のうえ、各々の関係市町村へ提出してください。	異動があった月の翌月 10日まで

2. 給与支払報告書（個人別明細書）

- ① 提出期限……………令和7年1月31日（金）
- ② 提出先……………受給者の令和7年1月1日現在の住所地の市町村へ提出してください。
提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」（9～14ページ）に記載してあります。
- ③ 書き方……………給与支払報告書（個人別明細書）は、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票と規格・様式を統一して、複写により同時に作成できる仕組みとなっています。

国税庁ホームページの「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照のうえ、以下の事項に留意して記載してください。

「摘要」欄の記載における留意事項

○定額減税額に関する記載事項として、所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった額を記載してください。また、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分の定額減税を実施した場合、その旨を記載してください。

○前年中途就職者である場合

前職給与等を通算して年末調整された場合は、前職給与支払者の名称・所在地・退職年月日・支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等を、記載例を参考に記載してください。

※「中途就・退職」欄にも、該当区分に「○」及び就職日を記載してください。

○同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者である場合

同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、氏名・同一生計配偶者である旨を記載してください。

※「障害者の数」欄にも、障害者である同一生計配偶者の人数を含めて記載してください。

○租税条約に基づいて源泉所得税等の免除を受ける場合

租税条約による教授等又は学生・事業修習者等の免税の対象となる給与等を居住者に支払った場合は、従業員等から提出された租税条約に関する届出書を基に、免税対象額・該当条項「○○条約○○条該当」を記載してください。

※従業員等の「住所又は居所」欄には外国における住所を、「支払金額」欄には免税対象額も含めて、外国人の場合は「外国人」欄に「○」を、それぞれ記載してください。

- 扶養親族の氏名を記載（16歳未満の場合は氏名の後に「(年少)」を記載）し、氏名の前には括弧書きの数字を付してください。

- ただし、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄・「控除対象扶養親族」欄・「16歳未満の扶養親族」欄に対象となる同一生計配偶者又は扶養親族の氏名を記載した場合は、記載を省略できます。

- 退職手当等の支払を受ける配偶者（合計所得金額133万円以下の者に限る）又は扶養親族がいる場合は、その者の氏名、配偶者又は扶養親族である旨、生年月日、住所及び合計所得金額の見積額を記載するとともに、その者が障害者又は特別障害者である場合、非居住者である場合にはそれぞれその旨を、納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨を記載し、氏名の前には（退）を付してください。

○「(源泉・特別)控除対象配偶者」・「控除対象扶養親族」・「16歳未満の扶養親族」について、該当の欄にそれぞれ個人番号を記載してください。

- 「5 人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄には、5 人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載し、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名との対応関係が分かるようにしてください。

- 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を記載し、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字又は（退）を付し、氏名との対応関係が分かるようにしてください。

⑦

給与支払報告書(個人別明細書)

訂正する場合は二重線で抹消してください。

+

(市区町村提出用)

種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (源泉徴収控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
給料・賞与		9:876:540		7:788:886		2:889:444		308:600	
源泉徴収対象配偶者の有無等		配偶者の(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)	
有 無等		380:000		1		1		5	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額			
887:200		104:444		27:800		250:000			
(摘要) 神戸市中央区桜園4丁目2番1号 株式会社花道商事 令和6年3月31日退職 支払金額975,000円 徴収税額31,140円 社会保険料126,945円 (1) 兵庫 北男(年少)(非居住者) 源泉徴収時所得税減税控除済額●●●●● 控除外額●●●●● 非控除対象配偶者減税有									
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護保険料の金額		新国民年金保険料の金額		旧国民年金保険料の金額	
39,200		33,333		28,888		34,567		41,111	
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分1(1回目)		住宅借入金等特別控除区分2(2回目)		住宅借入金等特別控除区分3(3回目)	
1		2 10 6		住(特)		25,000,000			
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護保険料の金額		新国民年金保険料の金額		旧国民年金保険料の金額	
39,200		33,333		28,888		34,567		41,111	
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分1(1回目)		住宅借入金等特別控除区分2(2回目)		住宅借入金等特別控除区分3(3回目)	
1		2 10 6		住(特)		25,000,000			
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護保険料の金額		新国民年金保険料の金額		旧国民年金保険料の金額	
39,200		33,333		28,888		34,567		41,111	
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分1(1回目)		住宅借入金等特別控除区分2(2回目)		住宅借入金等特別控除区分3(3回目)	
1		2 10 6		住(特)		25,000,000			
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護保険料の金額		新国民年金保険料の金額		旧国民年金保険料の金額	
39,200		33,333		28,888		34,567		41,111	
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分1(1回目)		住宅借入金等特別控除区分2(2回目)		住宅借入金等特別控除区分3(3回目)	
1		2 10 6		住(特)		25,000,000			
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護保険料の金額		新国民年金保険料の金額		旧国民年金保険料の金額	
39,200		33,333		28,888		34,567		41,111	
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分1(1回目)		住宅借入金等特別控除区分2(2回目)		住宅借入金等特別控除区分3(3回目)	
1		2 10 6		住(特)		25,000,000			
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護保険料の金額		新国民年金保険料の金額		旧国民年金保険料の金額	
39,200		33,333		28,888		34,567		41,111	
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分1(1回目)		住宅借入金等特別控除区分2(2回目)		住宅借入金等特別控除区分3(3回目)	
1		2 10 6		住(特)		25,000,000			
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護保険料の金額		新国民年金保険料の金額		旧国民年金保険料の金額	
39,200		33,333		28,888		34,567		41,111	
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分1(1回目)		住宅借入金等特別控除区分2(2回目)		住宅借入金等特別控除区分3(3回目)	
1		2 10 6		住(特)		25,000,000			
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護保険料の金額		新国民年金保険料の金額		旧国民年金保険料の金額	
39,200		33,333		28,888		34,567		41,111	
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分1(1回目)		住宅借入金等特別控除区分2(2回目)		住宅借入金等特別控除区分3(3回目)	
1		2 10 6		住(特)		25,000,000			
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護保険料の金額		新国民年金保険料の金額		旧国民年金保険料の金額	
39,200		33,333		28,888		34,567		41,111	
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分1(1回目)		住宅借入金等特別控除区分2(2回目)		住宅借入金等特別控除区分3(3回目)	
1		2 10 6		住(特)		25,000,000			
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護保険料の金額		新国民年金保険料の金額		旧国民年金保険料の金額	
39,200		33,333		28,888		34,567		41,111	
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分1(1回目)		住宅借入金等特別控除区分2(2回目)		住宅借入金等特別控除区分3(3回目)	
1		2 10 6		住(特)		25,000,000			

「(源泉) 控除対象
配偶者の有無等」
及び「未成年者」
より右側の各欄
(年月日記載部分
を除く)は、該当
する項目について
アスタリスク（＊
印）を印字してく
ださい。

3. 給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書（個人別明細書）を市町村に提出する場合には、そのまとめとして、提出する市町村ごとに、この総括表を1枚ずつ添付して提出してください。

書き方……次により□枠内に記載してください。

(ア) 「提出日」欄

提出年月日を記載してください。なお、再提出する場合は「1. 追加」「2. 訂正」のいずれかの番号を□枠に記載してください。

(イ) 「給与の支払期間」欄

報告人員に給与を支払った期間を記載してください。

(ウ) 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄

給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて右詰めで記載してください。

(エ) 「給与支払者の名称又は氏名」欄

給与支払者が法人である場合には名称を、個人である場合には氏名を記載してください。また、フリガナはカタカナで記載してください。

(オ) 「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称」欄

給与所得について所得税を源泉徴収している事務所又は事業所の名称を記載してください。

(カ) 「同上の所在地」欄

(オ)の事務所又は事業所の所在地を町名、番地等まで正確に記載してください。また、フリガナ及び郵便番号をそれぞれの欄に記載してください。

(キ) 「特別徴収関係書類の送付先」欄

(オ)の事務所又は事業所に関する関係書類の送付先が所在地と異なる場合に、送付先として町名、番地等まで正確に記載してください。

(ク) 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄

代表者の氏名（給与支払者が国の機関であるときは、経理責任者の職、氏名）を記載してください。

(ケ) 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄

この報告書について応答できる方の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。

(コ) 「関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号」欄

関与税理士等へ依頼される場合は、関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号を記載してください。

(サ) 「指定番号（給与支払者番号）」欄

市町村から通知を受けた、令和6年度特別徴収義務者指定番号を記載してください。新規に該当するため指定番号がない場合は「1. 新規」の番号を□枠に記載してください。

(シ) 「事業種目」欄

事業内容について記載してください。例えば、百貨店、建設業、不動産業、化粧品販売業等。

(ス) 「受給者総人員」欄

令和7年1月1日現在において給与の支払をする事務所又は事業所から、給与の支払を受けている者の在職者総人数（令和6年中の退職者を除く。）を記載してください。

(セ) 「報告人員」欄

提出先の市町村に「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人数を、特別徴収：住民税等を給与から差し引きする人〔在職者〕、普通徴収：住民税等を給与から差し引きできない人〔退職者・退職予定者、乙欄・その他〕に分けて記載してください。

※在職者は、パート・アルバイト、役員等を含め、すべて特別徴収の対象となります。

(ソ) 「所轄税務署」欄

所得税の源泉徴収を行っている事務所又は事業所を管轄する税務署名を記載してください。

(タ) 「給与の支払方法及びその期日」欄

給与の支払方法を月給、週給、日給等の別と、その支払期日を毎月30日、毎週土曜日、毎日のように記載してください。

(チ) 「特別徴収納入書 必要・不要」欄

特別徴収（給与から差し引き）する住民税等について、納入書を使用して納める場合は「1. 必要」を、eLTAX地方税共通納税システムや金融機関等の納入サービス（インターネットバンキング等）を使用し納入書を使用しない場合は「2. 不要」の番号を□枠に記載してください。

記載例

⑦給与支払報告書（総括表）

受 付 印		指定番号 (給与支払者番号)	
		777777	
↑新規以外の場合は指定番号を記入してください。 1.新規の場合は「1」を記入 - □			
大阪 市町村長			
提出日	令和 7 年 1 月 27 日	1.追加 2.訂正	- □
給与の支払期間	令和 6 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで		
給与支払者の個人 番号又は法人番号	9:8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 (右詰めで記入してください。)		
フリガナ	〇〇ショウジカブシキカイシャ		
給与支払者の 名称又は氏名	〇〇商事株式会社		
所得税の源泉徴収 をしている事業所 又は事業所の名称	同上		
フリガナ	オオサカシキタクナカノシマ		
同上の所在地	〒 530-0005 大阪府大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号		
特別徴収関係 書類の送付先 (送付先の所定記載、変 更がある場合のみ記入)	〒 541-0055 大阪府大阪市中央区船場中央 〇丁目〇番〇号		
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名	大阪 一郎		
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	所 属 課 係 名 フリガナ 氏 名 電話番号		
関係税理士等の 氏名、所在地 及び電話番号	所 属 課 係 名 フリガナ 氏 名 電話番号		
事業種目	各種 商品小売		
受給者総人員	678 人		
特別徴収 住民税等を給与から 差し引きする人	在職者	511 人	
普通徴収 住民税等を給与から 差し引きできない人	退職者 退職 予定者	9 人	
	乙欄 その他	0 人	
計	520 人		
給与の支払方法 及びその期日	月給 毎月25日		
住民税等を特別徴収 給与から差し引き する場合、納入書の 送付は必要ですか	1.必要 納入書 を使用して納入	2.不要 eLTAX地方税共通 納税システム 金融機関の納入サ ービスを使用	
	2		

注) 給与支払報告書（個人別明細書）につけて1月31日までに提出してください。

1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。

注) 個人事業主の方は、個人番号を記入してください。本表を提出する際は、番号及び本人確認書類の提示又は提出（確認書類又はその写し）が必要です。

注) 普通徴収として給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収切替理由書を使用する等、提出先各市町村の提出方法を

を確認してください。

注) 訂正する場合は二重線で抹消してください。

注) 番号記入箇所は該当する番号を記入してください。

個人住民税等の普通徴収への切り替え等について

個人住民税等の特別徴収（給与からの差し引き）について、従業員等を雇用する事業主（給与支払者）は、毎年4月1日現在において在職するすべての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含みます。）について、所得税の源泉徴収と同様に毎月従業員等に支払う給与から個人住民税等を差し引いて、市町村へ納入していただくことになっています。ただし、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収（個人で納付）とすることができます。普通徴収とすることができる条件等については、15ページをご覧ください。（給与支払者や従業員等の意思により普通徴収とすることはできませんので、ご注意ください。）

4. 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、一つの様式で「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」と「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」とを兼ねています。

したがって、令和6年1月1日と令和7年1月1日現在の住所が異なる場合を除いては、この届出書を1部提出していただくことにより両方の異動届となります。

なお、給与所得者が退職した場合、特別徴収税額のうち給与から差し引けなくなった税額を退職金などから差し引いて納める制度（6ページの(ウ)欄参照）が設けられていますが、この制度を適用される場合も、この届出書によって行うことになります。

- ① 提出しなければならない方……………令和7年1月1日以後、退職、転勤等の理由により給与の支払を受けなくなった方。

※ 給与の支払を受ける方について、住所のみの異動があった場合の届出は不要です。

- ② 提出先……………給与の支払を受けなくなった受給者の住所地の市町村へ提出してください。

提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」（9～14ページ）に記載してあります。

なお、給与の支払を受けなくなった方のうち、令和6年度の特別徴収税額のある方で、令和6年1月1日と令和7年1月1日の住所地が異なる場合は、令和6年1月1日の住所地の市町村へは、特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和7年1月1日の住所地の市町村へは、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出してください。

- ③ 提出期限……………異動があった月の翌月10日まで。

- ④ 書き方……………次により記載してください。

(ア) 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。

(イ) 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄

- (1) 「所在地」・「名称」・「個人番号又は法人番号」欄

給与の支払者の所在地、名称及び個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて右詰めで記載してください。

- (2) 「担当者」欄

この届出書について応答できる方の氏名及び課、係名と電話番号を記載してください。

- (3) 6年度、7年度の「特別徴収指定番号」欄、「宛名番号」欄

6年度、7年度欄にそれぞれ市町村から通知を受けた特別徴収義務者指定番号及び特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）に記載している宛名番号を記載してください。

(ウ) 「給与所得者」欄

- (1) 「氏名」欄

姓名とも正確に、また、結婚等により姓が変わった場合には、新姓も記載してください。

- (2) 「生年月日」欄

生年月日を記載してください。なお、元号は該当番号を□枠に記載してください。

- (3) 「個人番号」欄

個人番号を記載してください。

- (4) 「住所」欄

○ 「1月1日現在」欄には、令和7年1月1日現在の住所を記載してください。

なお、令和6年度の特別徴収税額のある方で、令和6年1月1日と令和7年1月1日の住所地が異なる場合は、令和6年1月1日現在の住所地の市町村へは、特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和7年1月1日現在の住所地の市町村へは、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出いただくことになりますので、この場合には、特別徴収に係る給与所得者異動届出書には、令和6年1月1日現在の住所を、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書には、令和7年1月1日現在の住所を記載してください。

○ 退職に伴う転居により住所が異なる場合は、「異動後」欄に新しい住所を記載してください。

○ 住所が団地、アパート等の場合には、棟番号、室番号まで正確に記載してください。

- (5) 「(ア)特別徴収税額（年税額）」欄
市町村から通知された年税額を記載してください。
- (6) 「(イ)徴収済税額」欄
すでに徴収した月分と税額を記載してください。
- (7) 「(ウ)未徴収税額(ア)－(イ)」欄
未徴収の月分と税額を記載してください。
- (8) 「異動年月日」欄
「異動の事由」が発生した年月日を記載してください。
- (9) 「異動の事由」欄
転勤・転籍、退職、死亡等の番号を□枠に記載してください。
また、異動の事由が「8. その他」の事由による場合は、下の□枠に理由を記載してください。
- (10) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄
異動後の残税額について該当する項目の番号を□枠に記載してください。
※海外事業所への転勤・派遣等により出国される場合や、在留期間の満了等により退職し海外に帰国されるなどの場合は、徴収を予定していた税金の納税に関する事項を処理いただく方（納税管理人）を定め、届出いただく必要があります。届出先など詳しくは、市町村へお問い合わせください。
- (エ) ①「特別徴収継続の場合」欄
給与所得者が、転勤等により新しい勤務先で特別徴収を希望する場合、新しい勤務先の所在地、名称、特別徴収指定番号、担当者及び法人番号をそれぞれ記載してください。
新しい勤務先での特別徴収事務を円滑に行っていただくため、新しい勤務先へ特別徴収される月割額及び開始月をご連絡いただくようお願いします。また連絡していただいた場合は、「新しい勤務先へは、月割額□□□□円を□月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。」欄にその旨を記載してください。
- (オ) ②「一括徴収の場合」欄
特別徴収税額のある給与所得者の方が退職された場合において、特別徴収税額のうち残税額については、次により給与又は退職手当等が支払われた際にまとめて特別徴収義務者において徴収し、納入していただくことになります。
なお、残税額をまとめて徴収していただく場合は、残税額を超える給与又は退職手当等が5月31日（例えば、令和6年度個人住民税等にあつては、令和7年5月31日）までに支払われるときに限ります。
- 退職の日が6月1日から12月31日までの間（例えば、令和6年度個人住民税等にあつては、令和6年6月1日から令和6年12月31日までの間）の場合
退職した給与所得者から一括徴収の申出がある場合は、残税額をまとめて徴収してください。
- 退職の日が翌年1月1日から4月30日までの間（例えば、令和6年度個人住民税等にあつては、令和7年1月1日から令和7年4月30日までの間）の場合
退職した給与所得者本人から一括徴収の申出がない場合であっても、残税額をまとめて徴収してください。
一括徴収する場合は、該当する理由の「1」又は「2」の番号を□枠に記載し、次の所要事項を記載してください。
- 「徴収予定額（(ウ)と同額）」欄
給与の支払を受けないこととなる日又は一括徴収の申出日から5月31日までの間に支払を受けるべき給与又は退職手当等の額のそれぞれから徴収すべきものとして、未徴収税額の全額を記載してください。
そして、一括徴収税額は、徴収した月の翌月の10日までに、他の給与所得者に係る月割額と併せて納入していただきますが、この場合、何月分の月割額と併せて納入していただくかを「左記の一括徴収した税額は□月分（翌月10日納期限）で納入します。」欄に記載してください。

(カ) ③「普通徴収の（一括徴収しない）場合」欄

普通徴収の場合は、「1」から「3」の中から該当する理由の番号を□枠に記載してください。

記載例（転勤・転籍 特別徴収継続の場合）

注意事項		給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		整理番号	
受付印 7		530-0005 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 〇〇商事株式会社 個人番号又は法人番号 9876543210987		総務課給与係 淀川 一郎 06-xxxxx-xxxx xxxx	
大阪 市 町 村 長 令和 7 年 2 月 3 日 提出者		大阪 太郎 新 氏 名 生年月日 3 1 57 年 1 月 2 日 個人番号 1 2 3 4 1 2 3 4 大阪市中央区久太郎町〇丁目〇番〇号		異動の事由 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払不届 7. その他 1	
特別徴収税額 (年税額) 209,200		徴収済税額 (イ) 6 月分 1 月分 139,600		未徴収税額 (ア) - (イ) 2 月分 5 月分 69,600	
異動年月日 令和 7 年 1 月 31 日		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)		特別徴収継続決定・変更通知書	
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）					
551-0003 大阪市大正区千鳥△丁目△番△号 △△ショウジカバシキカイシャ △△商事株式会社		特別徴収指定番号 999999		担 氏 名 佐藤 和泉 06-△△△△△-△△△△ 月割額 17,400 円 を 2 月分 （翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否 1 必要 2 不要	
② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）					
1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額 (イ)と同額を 右欄に記入		左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。	
③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）					
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が5月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(イ)を 一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。		6 年度 月分以降の月割額は 1. 特別徴収義務者を要する 2. 特別徴収以外の特 3. 一括徴収 4. その他 7 年度 月分以降の月割額は 1. 特別徴収義務者を要する 2. 普通徴収 3. 一括徴収 4. その他		入力者 点検	
市 町 村 処 理 欄					
A B C D E F					
G H I J K L					
M N O P Q R					

注意事項等

注意事項等

—8—

5. 市町村所在地一覧表 (府県別・五十音順)

令和6年9月1日現在

府県名	市町村名	市町村コード	所在地	担当課	郵便番号	電話番号
滋賀県	【市】					
	オ	大津市	252018	大津市御陵町3-1	市民税課	520-8575 (077) 528-2721
		近江八幡市	252042	近江八幡市桜宮町236	税務課	523-8501 (0748) 36-5505
	ク	草津市	252069	草津市草津3-13-30	〃	525-8588 (077) 563-1234
	コ	甲賀市	252093	甲賀市水口町水口6053	〃	528-8502 (0748) 69-2128
		湖南市	252115	湖南市中央1-1	〃	520-3288 (0748) 71-2319
	タ	高島市	252123	高島市新旭町北畑565	〃	520-1592 (0740) 25-8116
	ナ	長浜市	252034	長浜市八幡東町632	〃	526-8501 (0749) 65-6524
	ヒ	東近江市	252131	東近江市八日市緑町10-5	市民税課	527-8527 (0748) 24-5604
		彦根市	252026	彦根市元町4番2号	税務課	522-8501 (0749) 30-6140
	マ	米原市	252140	米原市米原1016番地	〃	521-8501 (0749) 53-5115
	モ	守山市	252077	守山市吉身2-5-22	〃	524-8585 (077) 582-1115
	ヤ	野洲市	252107	野洲市小篠原2100-1	税務納税課	520-2395 (077) 587-6040
	リ	栗東市	252085	栗東市安養寺1-13-33	税務課	520-3088 (077) 551-0106
	【町】					
	ア	愛荘町	254258	愛知郡愛荘町愛知川72	〃	529-1380 (0749) 42-7690
	コ	甲良町	254428	犬上郡甲良町在土353-1	〃	522-0244 (0749) 38-5064
	タ	多賀町	254436	犬上郡多賀町多賀324	税務住民課	522-0341 (0749) 48-8113
	ト	豊郷町	254410	犬上郡豊郷町石畑375	税務課	529-1169 (0749) 35-8119
	ヒ	日野町	253839	蒲生郡日野町河原1-1	〃	529-1698 (0748) 52-6570
	リ	竜王町	253847	蒲生郡竜王町小口3	〃	520-2592 (0748) 58-3750
京都府	【市】					
	ア	綾部市	262030	綾部市若竹町8番地の1	税務課	623-8501 (0773) 42-4235
	ウ	宇治市	262048	宇治市宇治琵琶33番地	〃	611-8501 (0774) 22-3141
	カ	亀岡市	262064	亀岡市安町野々神8番地	〃	621-8501 (0771) 25-5012
	キ	木津川市	262145	木津川市木津南垣外110番地9	〃	619-0286 (0774) 75-1203
		京田辺市	262111	京田辺市田辺80番地	〃	610-0393 (0774) 64-1317
		京丹後市	262129	京丹後市峰山町杉谷889番地	〃	627-8567 (0772) 69-0180
		京都市	261009	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階	市税事務所 法人税務担当	604-8171 (075) 213-5246
	シ	城陽市	262072	城陽市寺田東ノ口16番地、17番地	税務課	610-0195 (0774) 56-4021
	ナ	長岡京市	262099	長岡京市開田1丁目1番1号	〃	617-8501 (075) 955-9507
		南丹市	262137	南丹市園部町小桜町47番地	〃	622-8651 (0771) 68-0004
	フ	福知山市	262013	福知山市字内記13番地の1	〃	620-8501 (0773) 24-7024
	マ	舞鶴市	262021	舞鶴市字北吸1044番地	〃	625-8555 (0773) 66-1026

府 県 名	市 町 村 名	市 町 村 コ ー ド	所 在 地	担 当 課	郵便番号	電 話 番 号
兵 庫 県	ア 淡 路 市	282260	淡路市生穂新島8番地	税 務 課	656-2292	(0799) 64-0001
	イ 伊 丹 市	282073	伊丹市千僧1-1	市民税課	664-8503	(072) 783-1234
	オ 小 野 市	282189	小野市中島町531番地	税 務 課	675-1380	(0794) 63-1000
	カ 加 古 川 市	282103	加古川市加古川町北在家2000番地	市民税課	675-8501	(079) 421-2000
	加 東 市	282286	加東市社50番地	税 務 課	673-1493	(0795) 42-3301
	加 西 市	282201	加西市北条町横尾1000番地	〃	675-2395	(0790) 42-1110
	川 西 市	282171	川西市中央町12-1	市民税課	666-8501	(072) 740-1111
	コ 神 戸 市	281000	神戸市長田区二葉町5丁目1番32号2階	法人税務課 (特別徴収)	653-8770	(078) 647-9401
	サ 三 田 市	282197	三田市三輪2-1-1	税 務 課	669-1595	(079) 563-1111
	シ 宍 粟 市	282278	宍粟市山崎町中広瀬133番地6	〃	671-2593	(0790) 63-3000
	ス 洲 本 市	282057	洲本市本町3-4-10	〃	656-8686	(0799) 22-3321
	タ 高 砂 市	282162	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	課 税 課	676-8501	(079) 442-2101
	宝 塚 市	282146	宝塚市東洋町1-1	市民税課	665-8665	(0797) 71-1141
	た つ の 市	282294	たつの市龍野町富永1005-1	市 税 課	679-4192	(0791) 64-3145
	丹 波 市	282235	丹波市氷上町成松字甲賀1	税 務 課	669-3692	(0795) 82-1001
	丹波篠山市	282219	丹波篠山市北新町41	課 税 課	669-2397	(079) 552-5306
	ト 豊 岡 市	282090	豊岡市中央町2-4	税 務 課	668-8666	(0796) 21-9045
	ニ 西 宮 市	282049	西宮市六湛寺町10-3	市民税課	662-8567	(0798) 35-3151
	西 脇 市	282138	西脇市下戸田128番地の1	税 務 課	677-8511	(0795) 22-3111
	ヒ 姫 路 市	282014	姫路市安田四丁目1番地	市民税課	670-8501	(079) 221-2261
	ミ 三 木 市	282154	三木市上の丸町10-30	税 務 課	673-0492	(0794) 82-2000
	南あわじ市	282243	南あわじ市市善光寺22番地1	〃	656-0492	(0799) 43-5213
	ヤ 養 父 市	282227	養父市八鹿町八鹿1675	〃	667-8651	(079) 662-3164
	【町】					
	イ 市 川 町	284424	神崎郡市川町西川辺165-3	〃	679-2392	(0790) 26-1012
	猪 名 川 町	283011	川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	〃	666-0292	(072) 766-0001
	稲 美 町	283819	加古郡稲美町国岡1丁目1番地	〃	675-1115	(079) 492-1212
	カ 香 美 町	285854	美方郡香美町香住区香住870-1	〃	669-6592	(0796) 36-1113
	神 河 町	284467	神崎郡神河町寺前64	〃	679-3116	(0790) 34-0961
	上 郡 町	284815	赤穂郡上郡町大持278	〃	678-1292	(0791) 52-1113
	サ 佐 用 町	285013	佐用郡佐用町佐用2611-1	〃	679-5380	(0790) 82-0662
	シ 新 温 泉 町	285862	美方郡新温泉町浜坂2673-1	〃	669-6792	(0796) 82-3113
	タ 太 子 町	284645	揖保郡太子町鵜280番地1	〃	671-1592	(079) 277-1014
	多 可 町	283657	多可郡多可町中区中村町123番地	〃	679-1192	(0795) 32-2386
	ハ 播 磨 町	283827	加古郡播磨町東本荘1-5-30	〃	675-0182	(079) 435-0355
	フ 福 崎 町	284432	神崎郡福崎町南田原3116-1	〃	679-2280	(0790) 22-0560

府 県 名	市 町 村 名	市 町 村 コ ー ド	所 在 地	担 当 課	郵便番号	電 話 番 号
奈 良 県	【市】					
	イ 生 駒 市	292095	生駒市東新町8-38	課 税 課	630-0288	(0743) 74-1111
	ウ 宇 陀 市	292125	宇陀市榛原下井足17番地の3	税 務 課	633-0292	(0745) 82-8000
	カ 橿 原 市	292052	橿原市内膳町1丁目1番60号	市民税課	634-8509	(0744) 47-2634
	香 芝 市	292109	香芝市本町1397	税 務 課	639-0292	(0745) 44-3307
	葛 城 市	292117	葛城市柿本166	〃	639-2195	(0745) 69-3001
	コ 御 所 市	292087	御所市1-3	〃	639-2298	(0745) 62-3001
	五 條 市	292079	五條市岡口1-3-1	〃	637-8501	(0747) 22-4001
	サ 桜 井 市	292061	桜井市大字粟殿432-1	〃	633-8585	(0744) 42-9111
	テ 天 理 市	292044	天理市川原城町605	〃	632-8555	(0743) 63-1001
	ナ 奈 良 市	292010	奈良市二条大路南1丁目1-1	市民税課	630-8580	(0742) 34-1111
	ヤ 大和郡山市	292036	大和郡山市北郡山町248-4	税 務 課	639-1198	(0743) 53-1151
	大和高田市	292028	大和高田市大字大中98番地4	税 務 課 市民税係	635-8511	(0745) 22-1101
	【町・村】					
	ア 明 日 香 村	294021	高市郡明日香村大字橘21番地	住 民 課	634-0142	(0744) 54-2282
	安 堵 町	293458	生駒郡安堵町大字東安堵958	税 務 課	639-1095	(0743) 57-1511
	イ 斑 鳩 町	293440	生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7-12	〃	636-0198	(0745) 74-1001
	オ 王 寺 町	294250	北葛城郡王寺町王寺2丁目1-23	〃	636-8511	(0745) 73-2001
	大 淀 町	294420	吉野郡大淀町大字検垣本2090	〃	638-8501	(0747) 52-5501
	カ 上 北 山 村	294519	吉野郡上北山村大字河合330番地	住 民 課	639-3701	(07468) 3-0223
	河 合 町	294276	北葛城郡河合町池部1丁目1-1	税 務 課	636-8501	(0745) 57-0200
	川 上 村	294527	吉野郡川上村大字迫1335-7	総務税務課	639-3594	(0746) 52-0111
	川 西 町	293610	磯城郡川西町大字結崎28-1	税 務 課	636-0202	(0745) 44-2211
	上 牧 町	294241	北葛城郡上牧町大字上牧3350番地	〃	639-0293	(0745) 76-2509
	ク 黒 滝 村	294446	吉野郡黒滝村大字寺戸77	住民生活課	638-0292	(0747) 62-2031
	コ 広 陵 町	294268	北葛城郡広陵町大字南郷583-1	税 務 課	635-8515	(0745) 55-1001
	サ 三 郷 町	293431	生駒郡三郷町勢野西1丁目1-1	〃	636-8535	(0745) 43-7314
	シ 下 市 町	294438	吉野郡下市町大字下市1960	〃	638-8510	(0747) 52-0001
	下 北 山 村	294501	吉野郡下北山村大字寺垣内983	住 民 課	639-3803	(07468) 6-0001
	ソ 曾 爾 村	293857	宇陀郡曾爾村大字今井495-1	住民生活課	633-1212	(0745) 94-2102
	タ 高 取 町	294012	高市郡高取町大字観覚寺990-1	税 務 課	635-0154	(0744) 52-3334
	田 原 本 町	293636	磯城郡田原本町890-1	〃	636-0392	(0744) 32-2901
	テ 天 川 村	294462	吉野郡天川村沢谷60	住 民 課	638-0392	(0747) 63-0321
	ト 十 津 川 村	294497	吉野郡十津川村大字小原225-1	財 政 課	637-1333	(0746) 62-0903
	ノ 野 迫 川 村	294471	吉野郡野迫川村大字北股84	住 民 課	648-0392	(0747) 37-2101
	ヒ 東 吉 野 村	294535	吉野郡東吉野村大字小川99	税務保険課	633-2492	(0746) 42-0441

府 県 名	市 町 村 名	市 町 村 コ ー ド	所 在 地	担 当 課	郵便番号	電 話 番 号
奈 良 県	ヘ 平 群 町	293423	生駒郡平群町吉新1丁目1-1	税 務 課	636-8585	(0745) 45-1001
	ミ 御 杖 村	293865	宇陀郡御杖村大字菅野368	住民生活課	633-1302	(0745) 95-2001
	良 三 宅 町	293628	磯城郡三宅町大字伴堂689	税 務 課	636-0213	(0745) 44-3072
	ヤ 山 添 村	293229	山辺郡山添村大字大西151	住 民 課	630-2344	(0743) 85-0043
	ヨ 吉 野 町	294411	吉野郡吉野町大字上市80-1	町民税務課	639-3192	(0746) 32-3081
和 歌 山 県	【市】					
	ア 有 田 市	302040	有田市箕島50	税 務 課	649-0392	(0737) 22-3576
	イ 岩 出 市	302091	岩出市西野209	〃	649-6292	(0736) 62-2141
	カ 海 南 市	302023	海南市南赤坂11番地	〃	642-8501	(073) 483-8416
	キ 紀 の 川 市	302082	紀の川市西大井338	〃	649-6492	(0736) 77-2511
	コ 御 坊 市	302058	御坊市藺350番地2	〃	644-8686	(0738) 23-5504
	シ 新 宮 市	302074	新宮市春日1番1号	〃	647-8555	(0735) 23-3333
	タ 田 辺 市	302066	田辺市東山1丁目5番1号	〃	646-8545	(0739) 26-9920
	ハ 橋 本 市	302031	橋本市東家1丁目1番1号	〃	648-8585	(0736) 33-6212
	ワ 和 歌 山 市	302015	和歌山市七番丁23番地	市民税課	640-8511	(073) 435-1036
	【町・村】					
	ア 有 田 川 町	303666	有田郡有田川町大字下津野2018番地4	税 務 課	643-0021	(0737) 52-2111
	イ 印 南 町	303909	日高郡印南町大字印南2570番地	〃	649-1534	(0738) 42-1731
	カ かつらぎ町	303411	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	〃	649-7192	(0736) 22-0300
	上 富 田 町	304042	西牟婁郡上富田町朝来763	〃	649-2192	(0739) 34-2371
	キ 北 山 村	304271	東牟婁郡北山村大沼42	総 務 課	647-1603	(0735) 49-2331
	紀 美 野 町	303046	海草郡紀美野町動木287	税 務 課	640-1192	(073) 489-5905
	ク 串 本 町	304280	東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5	〃	649-3592	(0735) 62-0586
	九 度 山 町	303437	伊都郡九度山町九度山1190	〃	648-0198	(0736) 54-2019
	コ 高 野 町	303445	伊都郡高野町大字高野山636番地	総 務 課	648-0281	(0736) 56-3000
	古 座 川 町	304247	東牟婁郡古座川町高池673番の2	住民生活課	649-4104	(0735) 72-0180
	シ 白 浜 町	304018	西牟婁郡白浜町1600	税 務 課	649-2211	(0739) 43-5555
	ス す さ み 町	304069	西牟婁郡すさみ町周参見4089	〃	649-2621	(0739) 55-4800
	タ 太 地 町	304221	東牟婁郡太地町太地3767の1	総 務 課	649-5171	(0735) 59-2335
	ナ 那 智 勝 浦 町	304212	東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1	税 務 課	649-5392	(0735) 52-1094
	ヒ 日 高 町	303828	日高郡日高町高家626	〃	649-1213	(0738) 63-3802
	日 高 川 町	303925	日高郡日高川町大字土生160番地	〃	649-1324	(0738) 22-1701
	広 川 町	303623	有田郡広川町広1500	〃	643-0071	(0737) 63-1122
	ミ み な べ 町	303917	日高郡みなべ町芝742	〃	645-0002	(0739) 72-2015
	美 浜 町	303810	日高郡美浜町大字和田1138番地の278	〃	644-0044	(0738) 23-4903
	ユ 湯 浅 町	303615	有田郡湯浅町青木668番地1	住民生活課	643-0002	(0737) 64-1106
	由 良 町	303836	日高郡由良町里1220の1	税 務 課	649-1111	(0738) 65-1802

その他

【定額減税について】

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税において減税が実施されています。

しかしながら、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者※」の情報は、納税義務者からの申告がない限り把握できないことから、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」がいる方については、令和7年度分の個人住民税における所得割額から1万円を減税することになっています。

このことから、令和6年分の源泉徴収票・給与支払報告書等には当該情報を記載することとし、この情報等を活用することで減税を行います。

記載すべき内容につきましては、この手引書1ページ「〈摘要〉欄の記載における留意事項」に示していますので、情報の記載にご協力をお願いいたします。

※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者。

【電子申告・納税（eLTAX）について】

地方公共団体が共同で運営する組織「地方税共同機構」が開発・運用するeLTAX（エルタックス）は、地方税に関する様々な手続きを、インターネットを利用して電子的に行うことができます。

この手引書表紙にある利便性以外にも入力時のチェック機能による入力や計算の誤りの防止の他、eLTAXの地方税共通納税システムにより、毎月納入する特別徴収税額についても、すべての市町村を一括で電子的に納入することも可能です。

また、現在基準年（前々年）に提出すべき所得税の源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合に電子申告（eLTAX）等による提出が義務づけられているものが、令和6年度税制改正で令和9年1月1日以後提出すべき調書について30枚以上に引き下げられます。

これらのことから、ぜひ電子申告・納税（eLTAX）をご利用ください。

eLTAX（エルタックス）のご利用について、詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



個人住民税等の特別徴収について

給与支払者（事業主等）の皆さまには、従業員等の個人住民税等の特別徴収（給与からの差引き）の徹底にご協力をいただいています。令和7年度の給与支払報告書の作成及び提出においても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

なお、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収（個人で納付）とすることができます。普通徴収を選択する場合は、普通徴収への切替理由書や給与支払報告書に特別徴収できない理由等を明記して提出する必要があります。詳しくは、各市町村のホームページ等をご確認ください。

原則

特別徴収

右の例にある特別徴収できない理由に当てはまる場合のみ普通徴収とすることができます。

給与支払者や従業員等の意思により普通徴収とすることはできませんので、ご注意ください。

普通徴収

例① 退職者（給与支払報告書の提出前の退職）及び退職予定者（同書の提出後に退職予定）の場合

例② 給与等から差引きできない（差引額が給与等支給額を上回る）場合

例③ 毎月の差引きができない（給与等の支給が不定期等）場合

例④ 乙欄対象者の場合

※ 市町村ごとに異なる場合がありますので、詳細は別途各市町村のホームページ等をご確認ください。

特別徴収とは、給与支払者（事業主等）が、従業員等の個人住民税等を給与から差し引いて、市町村ごとに納入していただく制度です。

●詳しくは、各市町村へお問い合わせください。